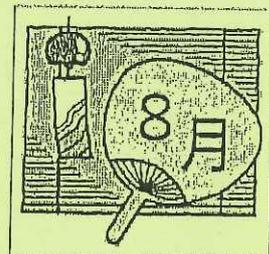


暑さが増す時期、もしかして夏バテかもと思っている人もいるのでは。こんな時こそ規則正しい生活が大切です。毎日の睡眠時間を確保し、食事は3食きちんと食べ、朝食もちゃんと取って、体にとって大切な栄養素・エネルギーを補給しましょう。



みんなで防ごう！高齢者詐欺

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安をもっているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘犯罪による被害にあいやすいのが特徴です。

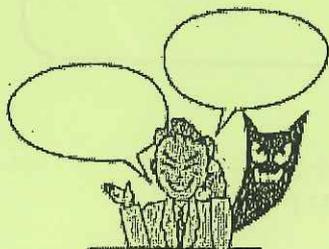
平成25年度、全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談の件数は、約21万件で、相談全体の約22%を占めています。

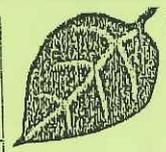
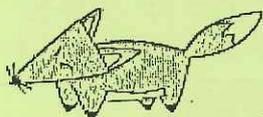
どんな手口があるのでしょうか？（販売方法・手口別割合）

- 1位 電話勧誘販売（24.6%）・・・販売業者が消費者宅や職場に電話し、商品やサービスを販売する方法。消費者が要請していないにもかかわらず、業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんど。強引な勧誘や虚偽説明、説明不足などの問題もみられる。
- 2位 家庭訪問販売（12.4%）
- 3位 劇場型勧誘（6.0%）・・・複数の人が警察官や弁護士など様々な役を演じたり、偽のパンフレットや通帳などの「小道具」を使ってだます詐欺の手口。
- 4位 代引き配達（6.0%）・・・注文していないものが送り付けられ、代金を請求される。
- 5位 利殖商法（5.7%）・・・専門知識に疎い者を対象として「必ず値上がりする」や「損はさせない」などといった巧みなセールストークを駆使して出資を促す商法。

等々、多くの詐欺の手口があります。

被害にあわないために、また、被害にあった時は・・・





高齢者の中には、他人の言うことを疑わず簡単に信用してしまう方や、だまされたことに気が付かないかたも多く見られます。また、被害にあったことに気がついて「恥ずかしい」「他人の人に迷惑をかけたくない」などの理由で、誰にも相談しない場合が少なくありません。高齢者が被害にあわないためには、高齢者ご本人が問題意識を高めるとともに、家族や周りの方々が、日ごろから高齢者の様子を気にかけて、見守っていく必要があります。そのためは普段から地域や家族の中で、詐欺の手口や被害について話題にし、注意するよう呼びかけることが大切です。不審な電話や訪問を受けたときの対応の仕方や相談窓口なども話し合っておきましょう。

また、身近で日常的に接している人たちが高齢者の変化に気づき、相談機関につなぐことも重要です。「見慣れない人物が出入りしている」「見慣れない段ボールや新しい商品を見かける」「お金に困っていそう」「大金を下ろそうとしている」といった不審な行動を見かけたら、声をかけて相談にのるなどしましょう。

相談窓口のご紹介

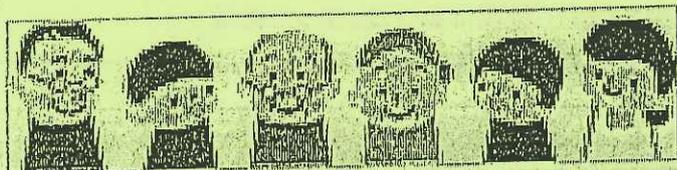
昭島市消費生活相談室 TEL 042-544-9399
昭島市役所生活コミュニティ課内に設置されています。受付時間は月～金曜日
午前9時～正午・午後1時～午後4時（土日・祝日・年末年始はお休み）です。
※市役所がお休みの時は消費者ホットライン TEL 188 へご相談下さい。

警察相談専用電話 TEL #9110
犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための相談窓口です。最寄の
土日、祝日及び夜間は、「当直」もしくは「留守番電話」のいずれかになって
います。

金融サービス利用者相談室 TEL 0570-016-811
「預金・融資」「投資商品・証券市場制度・取引所」「保険証券・保険制度」
「貸金業」などに関するご相談を承っています。受付時間は平日 10 時～
17 時までです。

さらに・・・さっそくやってみよう！ 消費者被害を未然に防ぐポイント4か条

- ◆ 日頃から家族でよく話し合おう
- ◆ 電話でお金のお話をしないと約束しておく
- ◆ 家族で事前に「合言葉」を決めておく
- ◆ 常に「留守番電話」に設定してもらう



引用・参考
独立行政法人国民生活センター HP
政府広報オンライン HP より